

議案第103号

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年9月4日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成12年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（情報の提供及び報告）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 営業者は、自ら製造し、輸入し、又は加工した食品等に係る健康被害（当該健康被害が当該食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師により診断されたものに限る。）に関する情報並びに法及び法に基づく命令に違反する当該食品等に関する情報について、速やかに市長に報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

営業者は、食品等に係る健康被害等に関する情報について、市長に報告しなければならないこととするため、この条例を制定するものである。